



無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。金銭・不動産などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

◆日時 8月15日(水)

午後1時～午後4時

◆場所 余市中央公民館2階

◆定員 6人

(1人の相談時間は30分)

【申込・問い合わせ先】

余市町役場 総務課

TEL 21-2112

※ご利用される方は、事前に申し込みが必要となります。

各種自衛官を募集します

自衛官候補生、一般曹候補生、看護学生、航空学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生等を募集しています。

応募資格等の詳しい内容の問い合わせ先は次のとおりです。

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

TEL 0134-2215521

**『いつか』を『今』に
日本の国土、北方領土**

わが国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北方領土問題解決のため、日露両国間では外交交渉が続けられていますが、北方領土返還要求運動が始まってから60年以上経過した現在なお、領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっております。

そこで、北方領土問題の発端となった8月を「北方領土返還要求運動強化月間」と定め、道内各地で一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開します。一日も早い領土問題の解決に向け、皆様のご協力をお願いします。

**巡回児童相談を
受けてみませんか**

お子さんのよりよい成長に役立てていただくため、巡回児童相談が開催されます。

お子さんのことで気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

“こんなことが気になる”

- 「ことが気がなる」
- 「発育や発達の様子が気になる」
- 「しつけについて困っている」
- 「落着きのなさや行動が気になる」
- 「ほかの子とうまく遊べない」
- 「学校や保育所に行きたがらない」

など、幼児から18歳までのお子さんの幅広いご相談に応じます。

◆日時 9月18日(火)

◆場所 積丹町 総合文化センター

◆相談担当 中央児童相談所の
児童福祉司・心理判定員

費用は無料です。相談を希望される方は8月17日(金)までに役場住民福祉課へ申し込みください。

TEL 44-2113

知っていますか？ 道の「苦情審査委員制度」

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員制度」です。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が中立的な立場で、道の機関に対し、必要な調査等を行い、審査の結果、業務に不備や制度に問題があった場合、是正や改善を求めるもので、皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。

北海道庁『道政相談センター』または各総合振興局『道政相談室』に苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

また、ホームページからも申立書をダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp.ss/dsc/kujyou.htm>

【申し立て方法】

申立書に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールで下記まで提出してください。

◆北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5022 Fax 011-204-8181

Mail kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

◆各総合振興局地域政策部道政相談室

今月の納税

納期内完納にご協力ください

- 国民健康保険税 第2期・納期限 **8月27日**
- 町道民税 第2期・納期限 **8月31日**

**海洋センター
休館のお知らせ**

**8月15日(水)
・16日(木)**

**全館休館
とします。**

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

現況届・所得状況届の手続きを忘れずに！

現在、児童扶養手当を受けている人は「現況届」、特別児童扶養手当を受けている人は「所得状況届」を提出してください。この届は、手当を引き続き受ける資格があるかどうかを審査するための重要なものです。所得の有無にかかわらず必ず提出してください。

■提出期限・提出先

児童扶養手当現況届は、8月31日（金）までに、住民福祉課へ

特別児童扶養手当所得状況届は、9月10日（月）までに、住民福祉課へ



認定請求の手続きはお済みですか？

次の支給要件に該当する人で、まだ手当の請求をされていない人は、すぐに認定請求の手続きをしてください。

児童扶養手当

児童扶養手当は次のいずれかに該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。（平成22年8月1日から父子家庭の父も児童扶養手当の支給対象となりました。）

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人（児童に障がいがある場合は20歳未満まで対象）

- 対象**
- 父母が離婚（事実婚を含む）した児童
 - 父または母が死亡または生死不明の児童
 - 父または母が重度の障がいを有する児童
 - 父または母が1年以上拘禁されている児童
 - 父または母に1年以上遺棄されている児童
 - 婚姻によらないで生まれた児童

手当額（月額） 全部支給 41,430円
一部支給 9,780円～41,420円
（平成24年4月から改定）

支給時期 8月、12月、4月の年3回

支給制限

- ・ 児童が施設に入所しているとき
- ・ 受給者（請求者）または児童が公的年金を受けているとき
- ・ 所得が一定額以上あるとき

手続きに必要なもの

- ・ 住民票及び戸籍謄本、振込先口座申出書、転入の場合は前年の課税台帳記載事項証明書、各1通

◎児童扶養手当法の改正により、手当の受給から5年を経過する受給者は、現況届の際、併せて「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出が必要です。対象者には「重要なお知らせ」と届出用紙を送付していますので、期限内に手続きをしてください。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体、知的または精神に中・重度の障がいがある20歳未満の障がい児を養育している人に支給されます。

対象 ○「身体障がい者手帳」概ね1級、2級、3級の児童（4級は一部）

○「療育手帳」概ね、Aの児童

○「精神障がい者保健福祉手帳」概ね1級の児童

○その他慢性疾患のため日常生活に制限を必要とする児童

手当額 手当1級に認定のとき 月額50,400円

手当2級に認定のとき 月額33,570円

（平成24年4月から改定）

支給時期 8月、12月、4月の年3回

（ただし、12月期分については11月に支払われます。）

支給制限

- ・ 児童が施設に入所しているとき
- ・ 児童が障がいを理由とする年金を受けているとき
- ・ 所得が一定額以上あるとき

手続きに必要なもの

- ・ 住民票及び戸籍謄本、診断書、振込先口座申出書、転入の場合は前年の課税台帳記載事項証明書、各1通
身体障がい者手帳・療育手帳等（お持ちの方のみ）

【問い合わせ先】

役場住民福祉課 ☎44-2113